

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

2024年（令和6年）6月5日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

2 請求人

（省略）

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば、次のとおりである。

(1) 福山市長に対し、次の措置を求めるものである。

2023年度（令和5年度）人権推進事業として、部落解放同盟福山市協議会（以下「協議会」という。）に交付した補助金200万円は、違法かつ不当なため、市に返還させること。

(2) 理由は、次のとおりである。

ア 2023年度（令和5年度）人権推進事業補助金（以下「本件補助金」という。）の使途は、憲法76条違反である。

（ア）令和5年度に協議会に補助金200万円が支給された。

（イ）しかしながら、協議会からの報告書によると、当該補助金は、令和5年6月4日に三原市において「鑑定人尋問の実現を 狹山第3次再審闘争勝利に向けて」の講座の実施に使われている。

（ウ）裁判で既に有罪が確定している殺人事件について「冤罪である」と主張している民間運動団体である協議会に対して補助金を交付し、実際に当該殺人事件の再審運動に当該補助金を費消させるのは、福山市行政による司法権の独立への侵害行為であり、憲法76条違反である。

イ 本件補助金の使途は、福山市行政の政治的中立に反しており、不当である。

（ア）令和5年度に協議会に補助金200万円が支給された。

（イ）しかしながら、協議会からの報告書によると、当該補助金は次のような使途に使われている。

- ・令和5年11月3日に広島市の原爆ドーム前において、自民党政権を非難する「11・3 ヒロシマ憲法集会2023」の政治集会ないしデモ行進を実施

- ・令和5年12月2日に三原市において、反米・反自民・反自衛隊の政治集会を実施

- ・令和5年12月8日に広島市中区の弁護士会館において、先の戦争を「侵略戦

争」と決めつけ、海上自衛隊呉基地を非難する政治集会を実施

・令和 6 年 3 月 10 日に広島市中区の弁護士会館において、人権問題とは全く関係ない「フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会」の政治集会を実施

(ウ) 上述のとおり、協議会は補助金を政治活動に費消している。

人権推進事業補助金交付要綱 1 条では、補助金は「人権文化が根付いた地域社会」の実現に資することを目的とする事業に交付することになっているが、協議会が行っているのは地域社会である福山市とは関係ない政治運動である。

これは明らかに人権推進事業補助金交付要綱 1 条に違反するものであり、かつ、福山市補助金交付規則 1 条ないし自治法 232 条の 2 の「公益上必要がある」とは認められない。

よって、協議会への補助金交付は福山市行政の政治的中立に反するものであり、違法かつ不当である。

ウ 補助金交付の起案自体が違法かつ不当である。

(ア) 起案者が作成した起案用紙の起案理由に、「さまざまな人権問題の解決に有効であり、公益に資する」とある。

(イ) しかしながら、起案用紙のどこを見ても、協議会への補助金交付がなぜ「さまざまの人権問題の解決に有効であり、公益に資する」のか、その理由が記載されていない。

(ウ) しかも、協議会が提出した補助金交付申請書に添付された事業計画書を見るといわゆる「狹山事件」の再審運動に関するものが複数ある。

本来なら、この時点で福山市は、当該補助金交付は行政権による司法権の独立への侵害行為になると判断しなければならなかつた。

にもかかわらず、協議会に対して漫然と補助金交付をしたのは、これまで述べた通り違法かつ不当である。

エ 結語

よって、福山市長に協議会に対して令和 5 年度に交付した当該補助金の返還を福山市にさせるため、本件請求をする。

第 2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、自治法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第 3 監査の対象

1 監査対象事項

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

自治法第 242 条第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体

の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象となる財務会計上の行為について

請求人は、本件補助金の使途に違法又は不当なものがあることを理由に本件補助金を返還させることを求めているので、本件請求における監査対象となる財務会計上の行為は、交付すべき本件補助金の額の確定（以下「交付額確定」という。）とする。

(2) 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

- ア 交付額確定において市長が補助対象事業と認定した協議会の実施事業に本件補助金の対象とならない事業があるかどうか。対象外の事業が含まれていた場合、そのことにより本件補助金を返還させる必要が生じるかどうか。
- イ 交付額確定は、人権推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）等に規定する手続に従ってなされているかどうか。

2 監査対象部局

市民局まちづくり推進部

第4 監査委員の交代

監査委員のうち、2024年（令和6年）6月27日付けで山下清委員が退任し、同月28日付けで日下真吾委員が就任した。

第5 請求人の証拠及び陳述書の提出

- 1 自治法第242条第7項の規定により、請求人から、2024年（令和6年）6月17日付で陳述書が提出された。なお、新たな証拠の提出はなかった。
- 2 陳述書の要旨は、次のとおりである。
それが「人権推進事業」に該当するか否かは、名称だけでなく、実体で見なければならない。

協議会が行っているのは、人権文化とは程遠い左翼系政治活動である。現に協議会の幹部が現職の福山市議会議員なのは公知の事実である。

人権を掲げる団体が正義なら、例えば国旗を掲げ、特攻服を着て街宣活動をする民主団体（注、福山市役所用語では民間団体をこう言っている。）も、人権を掲げていたら福山市から補助金を受ける権利がある。

監査委員には、協議会がやっていることが政治運動か否か、税金から補助金を支給するに値する団体か否か精査されたい。

3 口頭による意見陳述については、請求人から必要はない旨の意思表示があり、実施しなかった。

第6 関係機関の陳述等

1 市民局まちづくり推進部に対して意見の陳述及び関係資料の提出を求めたところ、当該関係機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また、陳述内容を補足するため、当該関係機関の職員から聴取を実施した。

2 陳述等の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件補助金の使途について

ア 本件補助金は、交付要綱に示した基準によって、交付要綱に定める「市内の同和地区住民の大多数を結集する自主的運動団体」である協議会から、年度当初に事業計画書等を添付した補助金交付申請書が提出されるが、それを受理した後、交付決定を行い、年度末の事業報告書の提出によって補助金の額を確定しているものである。

本市は、事業報告書の提出を受けて、交付要綱第1条（目的）及び第2条（交付対象事業）を基準として、協議会から提出される当該報告書とその添付資料を確認し、補助対象事業でないものについては、当該報告書の訂正を求めている。

また、添付資料において事業内容の詳細が不明な場合は、インターネットによる確認や協議会の有する資料を閲覧の上、当該報告書の訂正を求めている。

イ 協議会は、同和地区住民の大多数を結集し、同和問題の早期解決に向けて活動を行っている団体であるが、近年、同和問題に限らず、女性、子ども、障がい者、外国人、性的マイノリティなどに關わる人権尊重と恒久平和を啓発する団体と連帯しながら、その活動を人権一般に広げている。

本件補助金は、協議会が実施する人権文化が根付いた地域社会の実現に資することを目的とする事業に対し交付するものであり、具体的には、協議会の行う事業のうち、構成員の主体的力量の向上を図ること等によって、市民の人権意識の向上につながることが期待されるものを支援するものである。

ウ 以上を前提に、請求人が指摘する各項目について、担当部局の考え方を説明する。

(ア) 「令和5年6月4日に三原市において実施された「鑑定人尋問の実現を狹山第3次再審闘争勝利に向けて」の講座への参加について

請求人は、「2023 部落解放・人権啓発講座」への参加について、本件補助金を交付することは、福山市行政による司法権の独立への侵害行為であり、憲法76条違反である、と主張している。

この点について、事業報告書添付の「2023 部落解放・人権啓発講座開催要綱」によると、講座①は「部落差別と「女人禁制」を考える」という人権に関する学習の機会を提供するものであり、補助金の目的に沿ったものであるといえる。

また、DVD視聴「報道の魂 次は私の番～動き始めた狹山裁判」及び講座②「鑑定人尋問の実現を一狹山第3次再審闘争勝利に向けて」については、刑事司法における人権問題を学ぶという側面を有することから、補助金の目的に沿ったものであるといえる。

(イ) 請求人が「本件補助金の使途は、福山市行政の政治的中立に反しており、不当である」と主張する4件について

a 「11・3 ヒロシマ憲法集会 2023」については、事業報告書に添付された案内文書によると、人権学習の機会が提供されているものとはうかがえない。

b 「世界人権宣言75周年記念広島集会」（「令和5年12月2日に三原市において、反米・反自民・反自衛隊の政治集会を実施」）については、事業報告書添付の書類からすると、基調報告は、世界の人権状況及び日本における人権状況について詳細な分析がなされており、人権教育として理解できる内容である。また、講演については、「戦争と平和」という大きなテーマにもつながる日米安全保障政策に係る沖縄県の立場を理解するために沖縄県民の主張を聞くことは、人権意識の向上につながることが期待できる。

c 「12・8 不戦の誓いヒロシマ集会」（「令和5年12月8日に広島市中区の弁護士会館において、先の戦争を「侵略戦争」と決めつけ、海上自衛隊呉基地を非難する政治集会を実施」）については、事業報告書添付の書類によると、集会の内容は、報告と講演である。講演は、「世界人権宣言75周年記念ヒロシマ集会」と同じ講演者であり、bと同様に人権意識の向上につながることが期待できる。

d 「フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会」（「令和6年3月10日に広島市中区の弁護士会館において実施された「フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会」の政治集会」）については、事業報告書添付の書類によると、人権に関する学習の機会が提供されていることはうかがえない。

e 以上のとおり、請求人の主張のうち「11・3 ヒロシマ憲法集会 2023」及び「フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会」については、いずれも

人権学習の機会がうかがわれないため、本件補助金の対象外とすべきであった。

f 今回の請求人の主張を踏まえ、他の事業についても同様の見落としがないか改めて精査したが、人権学習の機会が提供されていることを再確認している。

(ウ) 本件補助金の対象外とすべきであった 2 事業を除いても、対象経費の合計額は補助金額の 200 万円を超えていた。

(2) 「補助金交付の起案自体が違法かつ不当である」という請求人の主張に対する担当部局の考え方は、次のとおりである。

「起案用紙のどこを見ても、協議会への補助金交付がなぜ「さまざまな人権問題の解決に有効であり、公益に資する」のか、その理由が記載されていない。」との主張については、前記(1)のイに主張した内容を、起案にも取り込んで記録しておくべきであったと考えている。

なお、「補助金交付申請書に添付された事業計画書の時点で補助対象事業かどうかを判断しなければならない」との主張については、事業計画書提出時点で内容が確定していないものもあることから、事業報告書によって事後的に精査し、判断することとしている。

(3) 本件補助金の交付額確定に当たっての補助事業の実施状況の確認状況については、事業報告書に加え、添付の資料で内容の確認が出来ないものについては、協議会の保管している資料やインターネットでの確認により補助金の対象となるかどうかを確認した。補助金の対象となる事業については、前記(1)のイのとおり、「構成員の主体的力量の向上を図ることによって、市民の人権意識の向上につながることが期待できる事業」である。

(4) 人権推進事業補助金を交付することの公益性について

ア 本市は、2012 年（平成 24 年）3 月に策定した「福山市人権施策基本方針」において「人権文化が根付いた地域社会の実現」を基本理念に掲げ、人権意識の向上、人権擁護の推進及び分野別施策の推進の 3 つの方向に沿って人権施策を進めている。また、2021 年（令和 3 年）9 月に人権尊重のまちづくり条例を制定し、今もなお様々な差別や偏見が存在することを改めて明確にした上で、市民一人一人が、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、かつ、行動に移さなければならないということを条例の前文に掲げている。

そのような人権意識を持ち、行動に移すためには、市民への意識啓発が重要であり、本市においては学校等での人権教育のほか、市民や企業での啓発や行政職員への研修等、様々な形態で実施しているところである。

イ 前述したように、本補助金は、協議会が実施する人権文化が根付いた地域社会の

実現に資することを目的とする事業に対し交付するものであって、昨年度においても、協議会の行った事業のうち、構成員の主体的力量の向上を図ることによって、市民の人権意識の向上につながることが期待できる事業であると判断したものを本件補助金の対象事業と認めており、公益性があるものと判断している。

なお、協議会においては、市の実施する人権啓発事業に参画して人権啓発を行ったほか、協議会の構成員が、地域の求めに応じ、地域での住民学習会において人権に係る最新の情報や差別の実態などを住民に伝えるなど、住民学習会の活性化に寄与していると認識している。

- (5) 以上のことから、協議会に対し交付した200万円は返還を求めるべきものとは認められない。

第7 監査の結果

(本文)

本件請求については、監査委員会の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

(理由)

請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

1 関係法令の規定

○地方自治法（抄）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

○人権推進事業補助金交付要綱（抄）

2023年度（令和5年度）中に改正され、改正後の交付要綱は、2024年（令和6年）3月25日から施行されている。当該改正は、交付申請から補助金の交付までの手続及びこれらの手続に対応する書類の様式を定めたものである。改正前においては、これらの手続には福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）の規定が適用されたが、交付要綱と同規則の規定内容に差異はない。また、本件補助金の目的、補助対象事業、補助金の額及び対象経費の規定については、字句の修正を除き、変更がない。なお、書類の様式は改正前の交付要綱にも定められており、一部を除き、同じものである。

以下は改正後の規定である。

（目的）

第1条 この要綱は、市内の同和地区住民の大多数を結集する自主的運動団体が実

施する「人権文化が根付いた地域社会」の実現に資することを目的とする事業に対して交付する補助金（以下「人権推進事業補助金」という。）について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 講演会、シンポジウム、研修会等の開催に要する経費
- (2) 構成員の主体的力量の向上を目的とした研修会等への参加に係る経費
- (3) 調査、研究に関する経費
- (4) その他市長が特に認めた経費

（補助金の額及び対象経費）

第3条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費のうち別表に掲げる経費とし、予算の範囲内で交付する。

（事業報告等の提出）

第8条 補助金の決定を受けた者は、補助事業が完了した後1か月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。事業費の記載にあたっては、対象事業費のみとする。

- (1) 事業報告書（様式8）
- (2) 事業明細報告書（様式9）
- (3) 収支決算書（様式10）
- (4) 事業の詳細がわかる資料及び領収書

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定する。

別表（第3条関係）

| 補助対象経費 | 説明 |
|----------|---|
| 報償費 | 講師・専門家への謝礼等、調査・研究等に係る報償費等 |
| 旅費 | 交通費、宿泊費等 |
| 需用費 | 機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品、資料代等 |
| 役務費 | 翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、車両・機械等の賃借料等 |
| その他の経費 | その他市長が認める経費 |
| 備考 | 次に掲げる経費は、補助対象としない。 1. 団体の事務所を維持する経費 2. 団体の構成員に対する人件費 3. 他の団体への分担金及び慶弔費 |

2 人権推進事業補助金の概要

- (1) 人権推進事業補助金は、市内の同和地区住民の大多数を結集する自主的運動団体が実施する「人権文化が根付いた地域社会」の実現に資することを目的とする事業に対して、交付するものである（交付要綱第1条）。補助金の額は、補助対象経費の額で、予算の範囲内で交付するものである（交付要綱第3条）。
- (2) 人権推進事業補助金の補助対象事業は、①講演会、シンポジウム、研修会等の開催、②構成員の主体的力量の向上を目的とした研修会等への参加、③調査、研究又は④その他市長が特に認めたものであり、補助対象経費は、これらの事業に係る経費のうち、講師謝礼等の報償費、交通費・宿泊費等の旅費、印刷費・材料費・資料代等の需用費、通信運搬に係る経費等の役務費などである（交付要綱第2条、第3条及び別表）。
- (3) 予算で定める人権推進事業補助金の額は、2023年度（令和5年度）福山市一般会計予算では200万円となっている。
(款) 民生費、(項) 人権推進費、(目) 人権推進費、(事業) 人権推進事業費
なお、人権推進事業補助金は、補助率等の定めがなく、補助対象事業に係る対象経費が交付決定額以上であれば、全額が交付されるものである。

3 監査対象となる財務会計上の行為について

- (1) 本件補助金に係る財務会計上の行為
- ア 本件補助金の交付決定
2023年（令和5年）4月1日付けで協議会から提出された補助金交付申請書に基づき、市長は、補助金額200万円の交付決定（支出負担行為）を行い、同日付けで協議会に通知している。また、本件補助金の交付決定と併せて概算払の決定を行っている。
- イ 本件補助金の概算払は、次のとおり行われている。
・前期分 700,000円
 2023年（令和5年）5月31日支出命令、同年6月5日支払
・中期分 700,000円
 2023年（令和5年）9月5日支出命令、同月15日支払
・後期分 600,000円
 2023年（令和5年）12月21日支出命令、同月29日支払

ウ 交付額確定

2024年（令和6年）3月31日付けで協議会から提出された事業報告書、事業明細報告書、収支決算書並びに事業の詳細がわかる資料及び領収書（以下これらを「本事業報告書等」という。）に基づき、市長は、概算払により支出した額（200万円）を本件補助金の額として確定している。

なお、本事業報告書等において補助対象事業とした協議会の実施事業は、別紙の表に記載のとおりである。

(2) (1)の財務会計上の行為のうち、監査対象となるものはウの交付額確定である。

4 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

(1) 担当部局における本件事業報告書等の確認

交付要綱第9条の規定によれば、市長は、補助金の交付決定を受けた者から事業報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとされている。

本件補助金では、協議会から、本件事業報告書等が提出され、担当部局は事業明細報告書に記載された事業が本件補助金の補助対象事業かどうかについては資料等で、各事業の経費が対象となる経費かどうか、また事業明細報告書に記載された経費の額が正確かどうかについては領収書で、1件ずつ確認を行った。

その結果、本件補助金の補助対象事業を29事業、事業費の合計を5,176,345円とした本件事業報告書等の記載を正当と認め、本件事業報告書等を受理し、市長は、交付決定した額200万円を2023年度（令和5年度）人権推進事業補助金として確定した。

(2) 交付額確定において市長が補助対象事業と認定した協議会の実施事業に本件補助金の対象とならない事業があるかどうか。

ア 本件補助金の補助対象事業及び補助対象経費

(ア) 本件補助金の補助対象事業

a 人権推進事業補助金の補助対象事業は、前記2の(1)及び(2)のとおり、「人権文化が根付いた地域社会」の実現に資するという目的を達成するために、協議会が開催する講演会、シンポジウム、研修会等の事業、他団体等が開催する講演会、シンポジウム、研修会等への協議会の構成員の参加、調査・研究などである。

本件補助金についてみると、本件事業報告書等に記載された事業は、いずれも他団体等が開催する講演会、シンポジウム、研修会等への協議会の構成員の参加である。

b 講演会等への参加の際、参加者の主体的力量の向上のための学習だけでなく、人権学習とは関連のない講演等や、政治的な主張をするためのデモンストレーション等が行われた場合に、当該事業は補助対象事業といえるかが問題となる。

この点については、協議会の構成員の主体的力量の向上につながる講演会等への参加があれば、人権推進事業補助金の交付目的が達成されているといえ、人権学習と関連のない付随的な事業等が行われたとしても、人権推進事業補助金の交付目的が阻害されるとはいえないと判断する。ただし、人権学習と関連のない事業等が主であると評価される事業は、補助対象事業とはいえない。

c 以上の点を踏まえ、本件補助金の補助対象事業は、協議会の構成員が人権学習の機会を得られる場合で、そのことが主であると評価される事業とする。

(イ) 本件補助金の補助対象経費

人権推進事業補助金の補助対象経費は、前記2の(2)のとおり、補助対象事業に係る講師謝礼等の報償費、交通費・宿泊費等の旅費、印刷費・材料費・資料代等の需用費、通信運搬に係る経費等の役務費などである。

本件補助金についてみると、本件事業報告書等に記載された経費は、旅費、需用費及び役務費である。

なお、交付要綱には、講座、大会、集会等への参加費が明示されていないが、講座等の参加（出席）負担金は通常資料代等の意味があり、交付要綱別表には対象となる需用費の説明に資料代が記載されており、参加費についても補助対象経費として認められると判断する。

イ 担当部局による再判断

本件請求を受け、担当部局において再度精査したところ、別紙の表の番号14番及び28番の事業については、人権に関する学習の機会が提供されていないとして、補助対象事業ではないと判断を改めている。

ウ 本件補助金に係る協議会の各実施事業が補助対象事業に該当するかどうか。

前記アの(ア)のcの基準に従い、監査委員において本件事業報告書等で報告された協議会の実施事業を調査した結果は、以下のとおりである。

(ア) 請求人が違法又は不当であると指摘する5件の事業について

a 「2023 部落解放・人権啓発講座」について（別紙の表の3番）

(a) 講座①「部落差別と『女人禁制』を考える～しきたり・慣習にとらわれない生き方とは～」（1時間20分）が行われ、DVD「報道の魂 次は私の番～動き始めた狭山裁判」（25分）の視聴後、講座②「鑑定人尋問の実現を狭山第3次再審闘争勝利に向けて」（45分）が行われている。

(b) 詳細な資料はないものの、題名等から、講座①については、人権学習であると認められる。DVD視聴及び講座②は、狭山事件の再審をめぐる問題について、刑事司法における人権問題を学ぶという側面を有すると考えられることから、人権学習であると認められる。

なお、請求人は、本件補助金の補助対象事業に狭山事件に関する講演が含まれていることが司法権を侵害し、憲法第76条に違反すると主張しているが、狭山事件の再審請求について学ぶこと及びこれが本件補助金の補助対象事業であることが、裁判官がその良心に従い独立してその職権を行うことを保障する同条に違反するものとはいえない。

(c) 本事業は、内容のいずれもが人権学習であると認められることから補助対象事業に当たるものと判断する。

b 「11・3 ヒロシマ憲法集会 2023」について（別紙の表の14番）

(a) 内容は、アピール行動とデモ行進である。人権学習と認められる講演会等は行われていない。

- (b) 本事業は、協議会の構成員に人権学習の機会が提供されていないので、補助対象事業には当たらないと判断する。
- c 「世界人権宣言 75周年記念広島集会」について（別紙の表の 17 番）
- (a) 内容は、基調報告と講演「沖縄を再び戦場にするな！～沖縄からの訴え～」である。基調報告は、世界や日本の人権状況に関するものである。講演は、台湾有事における沖縄・南西諸島をめぐるアメリカ軍の作戦や自衛隊の体制等に関するものである。
- (b) 基調報告は、様々な人権の状況について学ぶことができるといえることから、人権学習と認められる。講演については、沖縄と平和について様々な考え方を学ぶことの必要性は認められるが、当該講演の内容は、軍事的、政治的な分析と一方の立場からの主張であり、人権学習が主であるとは認められない。
- (c) 本事業は、人権学習と認められるものと人権学習が主であるとは認められないものの両方を含むものであるが、講演が主であると考えられることから、全体として補助対象事業には当たらないと判断する。
- d 「12・8 不戦の誓いヒロシマ集会」について（別紙の表の 18 番）
- (a) 内容は、報告「ヒロシマから一進む海上自衛隊呉基地の軍港化」、講演「沖縄を再び戦場（いくさば）にさせない～沖縄からの訴え」及び集会アピールである。
- (b) 詳細な資料はないものの、報告については題名から、人権学習とは認められない。講演については、前記 c の講演と同じテーマであり、同様の理由で人権学習が主であるとは認められない。集会アピールは、学習ではない。
- (c) 本事業は、内容のいずれもが人権学習が主であるとは認められないことから、補助対象事業には当たらないと判断する。
- e 「フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会」について（別紙の表の 28 番）
- (a) 詳細な資料はないものの、協議会に対する案内文書によると、内容は、福島からの訴え、島根原発再稼働を許さない他となっており、反原発の世論を高める一翼を担いたいとの記載もあることから、人権学習に関連があるとは認められない。
- (b) 本事業は、協議会の構成員に人権学習の機会が提供されていないので、補助対象事業には当たらないと判断する。
- (イ) 請求人が指摘する事業以外の実施事業について
資料を確認した限りでは、人権学習と関連がない事業等が主であると評価される事業はなかった。

(ウ) 以上のとおり、本件事業報告書等で補助対象とされた事業のうち、本件補助金の補助対象事業とならない事業は、4事業、計362,000円である。これらを除き、本件補助金の補助対象事業とすべき事業は、25事業、計4,814,345円である。

エ 前記ウの(ウ)で補助対象事業と認定した事業に係る補助対象経費について
補助対象事業と認定した25事業に係る経費は、旅費3,472,200円、需用費（全て参加費）1,340,000円、役務費（全て振込手数料）2,145円、合計4,814,345円となっている。いずれも交付要綱別表に掲げる補助対象経費として認められる。

(3) 対象外の事業が含まれていた場合、そのことにより本件補助金を返還させる必要が生じるかどうか。

人権推進事業補助金は、補助対象事業に対し交付するいわゆる事業費補助であり、交付決定額又は交付確定額全体で補助金の適否を判断するのではなく、事業ごとに補助対象事業に該当するかどうかを判断するものである。また、補助率等の定めはなく、補助対象事業に係る補助対象経費の合計額が交付決定額以上であれば、交付決定額が交付額として確定されるものである。

本件補助金については、前記(2)のエのとおり、補助対象事業に係る対象経費の合計額は4,814,345円で、交付決定額以上である。

よって、本件補助金の交付確定額は、市長の認定どおり200万円が正当であり、市長は、本件補助金を協議会に返還させる必要はない。

(4) 交付額確定は、交付要綱等に規定する手続に従ってなされているかどうか。

ア 交付額確定について

(ア) 協議会からは、交付要綱所定の本件事業報告書等が提出されている。

(イ) 2022年度（令和4年度）人権推進事業補助金について、2023年（令和5年）8月10日に結果を公表した住民監査請求に係る監査を実施する中で、協議会からの事業報告書等に補助対象事業と補助対象外の事業が混在して記載されていたこと、事業報告書等の内容確認・審査等に当たり必要な文書が整備されていなかったことが判明し、監査結果において監査委員としての意見を付したところである。

この点について、本件事業報告書等では、補助対象事業及び補助対象経費の記載があり、これを確認する資料等を含めて提出され、担当部局で保管しており、一定の改善がなされている。

(ウ) 交付額確定は、交付要綱等に規定する手続に従ってなされているといえる。

イ 本件補助金の交付決定について

なお、請求人は、本件補助金の交付決定の起案書に本件補助金の交付が公益に資することの具体的理由が記載されていないことなどを問題としている。そこで、本件補助金の交付決定の手続についても調査した。

(ア) 市長は、協議会からの申請を受け、2023年（令和5年）4月1日付けで本件補

助金の交付決定を行っているが、本件補助金の交付決定の起案書に、公益に資する具体的理由の記載がないとの指摘については、やや具体性に欠ける点はあるが、交付理由の記載はあり、起案文書の記載不十分をもって本件補助金の交付決定が違法又は不当であるということはできない。

- (イ) また、協議会から提出された補助金交付申請書添付の事業計画書には、事業名から明らかに補助対象外の事業であることが類推できるものが複数含まれている。これは、本件補助金の交付申請では、協議会が実施する事業を全て事業計画に掲げ、補助対象事業と補助対象外の事業を区別していないためである。

この点について、担当部局の見解は、補助金交付申請書の審査段階では、事業内容の決定がなされていない状況であり詳細に精査することができないため、年度末の事業報告書提出時に精算することとしているとのことである。また、改正後の交付要綱では、補助金交付申請書の事業費の記載に当たっては対象事業費のみ記載する趣旨の規定（2024 年度（令和 6 年度）人権推進事業補助金の申請から適用）がある。

今後は、補助要綱に従い、協議会に補助対象となるべき事業のみにより補助申請を行うようにさせる必要がある。また、全ての事業を申請時に審査することはできないにしても、明らかに補助対象外と思われる事業がある場合には、その時点で協議会に確認するなどして除外すべきである。

ウ 本件補助金の交付に公益性があるかどうか。

請求人は、本件補助金の交付に公益性がない旨主張していると思われる点もあるので、この際、本件補助金の交付が自治法第 232 条の 2 に定める公益上の必要があつて行われたかどうか、判断する。

- (ア) 補助は、公益上必要がある場合に、することができる（自治法第 232 条の 2）。

公益上の必要がないにもかかわらず行った補助金の交付は、同条に違反する違法な財務会計上の行為である。

そして、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為でないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（昭和 28 年 6 月 29 日行政実例）とされる。

- (イ) この点についての人権推進事業補助金の公益性に関する担当部局の見解は、第 6 の 2 の(4)に掲げるとおりであるが、監査委員としてもこの見解は相当であると考えるものであり、人権推進事業補助金には客観的に公益上の必要があると認められる。

(5) 判断（まとめ）

以上によれば、本件補助金について、協議会が補助対象事業と報告した事業の一部に補助対象外の事業が含まれていたものの、補助対象とすべき経費は交付決定額以上となっており、市長による交付額確定が違法又は不当であるということはできない。

4 結論

以上のことから、2023年度（令和5年度）人権推進事業補助金の返還を求める本件請求には理由がないものと認める。

よって、本件請求は棄却されるべきものである。

第8 付記

交付額確定に当たり、事業内容によっては、協議会から提出された資料が不十分で、補助対象事業に当たるかどうか判断が難しいものがある。本件請求に係る監査においても、一部の事業について、監査委員と担当部局の判断が異なったものがあった。

担当部局は、人権推進事業補助金の趣旨、目的に沿ったものであるかどうかを適切に判断するためにも、事業報告の際には、事業内容を十分把握できる資料の提出を協議会に求めるべきであり、例えば、補助対象事業ごとに、事業名、実施場所、参加人数、具体的な内容、成果等を記載する様式を定め、協議会に提出を求めることが考えられる。

別紙

| 番号 | 実施日 | 実施事業名(研修会等の名称) | 開催地 | 参加人数 | 経費(円) | | | | 適否 |
|--------------------|----------|--------------------------------|---------|------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | | | | 旅費 | 需用費 | 役務費 | 計 | |
| 1 | 5/20-21 | 部落解放第66回全国女性集会 | 姫路市 | 11 | 268,400 | 55,000 | | 323,400 | 適 |
| 2 | 5/22-24 | 2023年部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会 | 東京都・埼玉県 | 16 | 797,400 | 48,000 | | 845,400 | 適 |
| 3 | 6/4 | 2023部落解放・人権啓発講座 | 三原市 | 185 | | 370,000 | | 370,000 | 適 |
| 4 | 6/20-21 | 第48回部落解放・人権西日本夏期講座 | 松山市 | 8 | 116,200 | 40,000 | 660 | 156,860 | 適 |
| 5 | 6/25 | 2023福山市人権保育研究集会 | 福山市 | 32 | | 48,000 | | 48,000 | 適 |
| 6 | 8/4-6 | 被爆78周年原水禁世界大会広島大会 | 広島市 | 27 | 232,320 | | | 232,320 | 適 |
| 7 | 8/19 | 県連連続人権講座 | 福山市 | 83 | | 83,000 | | 83,000 | 適 |
| 8 | 8/19-20 | 部落解放第55回全国高校生集会・第67回全国青年集会 | 近江八幡市 | 11 | 408,100 | 44,000 | | 452,100 | 適 |
| 9 | 9/10 | 2023広島県人権保育研究集会 | 福山市 | 16 | | 32,000 | | 32,000 | 適 |
| 10 | 9/17 | 2023部落解放・人権政策の確立を求める東部ブロック集会 | 福山市 | 61 | | 61,000 | | 61,000 | 適 |
| 11 | 9/23 | 第69回広島県母と女性教職員の会 | 三次市 | 11 | 57,200 | | | 57,200 | 適 |
| 12 | 9/24 | 2023部落解放・人権政策の確立を求める第52回広島県民集会 | 三原市 | 102 | | 204,000 | | 204,000 | 適 |
| 13 | 10/30 | 2023年度部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会 | 東京都 | 5 | 263,600 | 15,000 | | 278,600 | 適 |
| 14 | 11/3 | 11・3ヒロシマ憲法集会2023 | 広島市 | 13 | 125,840 | | | 125,840 | 否 |
| 15 | 11/14-15 | 部落解放研究第56回全国集会 | 和歌山市 | 17 | 503,260 | 85,000 | 825 | 589,085 | 適 |
| 16 | 11/18 | 県連連続人権講座 | 福山市 | 93 | | 93,000 | | 93,000 | 適 |
| 17 | 12/2 | 世界人権宣言75周年記念広島集会 | 三原市 | 117 | | 117,000 | | 117,000 | 否 |
| 18 | 12/8 | 12・8不戦の誓いヒロシマ集会 | 広島市 | 6 | 58,080 | 3,000 | | 61,080 | 否 |
| 19 | 12/16 | 第25回広島県部落解放研究者集会 | 三原市 | 17 | | 17,000 | | 17,000 | 適 |
| 20 | 1/21 | 部落解放広島県女性共闘会議学習会 | 三原市 | 15 | | 15,000 | | 15,000 | 適 |
| 21 | 1/27 | 広島県原水禁第93回総会・学習会 | 広島市 | 3 | 29,040 | | | 29,040 | 適 |
| 22 | 1/27-28 | 第44回全国人権保育研究集会 | 奈良市 | 10 | 298,600 | 50,000 | | 348,600 | 適 |
| 23 | 2/1-2 | 第38回人権啓発研究集会 | 京都市 | 8 | 246,560 | 56,000 | 660 | 303,220 | 適 |
| 24 | 2/10-11 | 部落解放第29回中央福祉学校 | 津市 | 2 | 86,960 | 10,000 | | 96,960 | 適 |
| 25 | 2/15 | 部落解放広島県共闘会議第36回総会・学習会 | 広島市 | 6 | 58,080 | | | 58,080 | 適 |
| 26 | 2/18 | 県連解放学校 | 広島市 | 4 | 38,720 | 4,000 | | 42,720 | 適 |
| 27 | 3/3 | 2024年国際女性デー広島県集会 | 広島市 | 7 | 67,760 | | | 67,760 | 適 |
| 28 | 3/10 | フクシマを忘れない!さようなら原発ヒロシマ集会 | 広島市 | 6 | 58,080 | | | 58,080 | 否 |
| 29 | 3/16 | ヒロシマ人権財団人権啓発講座 | 尾道市 | 10 | | 10,000 | | 10,000 | 適 |
| 合 計 | | | | | 902 | 3,714,200 | 1,460,000 | 2,145 | 5,176,345 |
| 否(補助対象事業外)の事業を除く合計 | | | | | 760 | 3,472,200 | 1,340,000 | 2,145 | 4,814,345 |